

処 分 通 知 書

木全 美千男 殿

貴殿を、本会会則処分基準第2条3号イ及び4号に基づき、本通知書が到達した日の翌日から3年間の会員権停止処分並びに退会勧告とする。

(理由)

貴殿が開設したブログが、本会会則第41条に抵触し、本会若しくは会員の名誉を著しく失墜させる行為があったと認められるため。

平成27年12月28日

愛知県社会保険労務士会

会長 鬼頭 統治

